

## 社会福祉法人 寿康会 定款細則

第1条 定款18条第2項の理事長及び業務執行理事は以下の法人の業務を分担執行する。

第2条 定款9条第1項ただし書きに規定する「日常の軽易な業務」の範囲は次のとおりとする。

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの  
ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く。
- 4 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの。
- 5 建設工事請負や物品納入等のうち次のような軽微なもので、経理規程第58条の随意契約の基準の範囲内の金額のもの。
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。  
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- 10 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- 11 寄付金の受入れに関する決定。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

附則 この細則は平成15年12月26日から施行する。

平成の29年4月1日最終改訂